

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
米子市は、予防接種の実施に関する事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
米子市長

公表日
令和5年8月8日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務						
②事務の内容	<p>予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 						
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>[10万人以上30万人未満]</td> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>接種券の出力 接種情報の登録(手入力またはデータ取り込み) 国へ報告する集計表の出力 など</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に全市共通の宛名番号を付番する。 2. 宛名情報管理機能 宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム、統合宛名システムとデータの受け渡しを行うことで、他団体が保有する特定個人情報の照会と本市が保有する特定個人情報の提供等を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 他団体との情報照会、情報提供に個人番号の代わりに用いる「符号」と、統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携す
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8項及び別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8項及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者	
その必要性	予防接種事業の対象者管理や接種情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため 【その他識別情報】 ・府内連携システムを利用している業務で対象者を正確に特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	福祉保健部 健康対策課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (医療機関) [<input type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム) 	

②入手方法		[<input type="radio"/>]紙	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	
		[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]専用線	[<input type="radio"/>]府内連携システム	
		[<input type="radio"/>]情報提供ネットワークシステム	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム		
③使用目的 ※		予防接種事業対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため			
④使用の主体	使用部署	健康対策課			
	使用者数	[<input type="checkbox"/>]10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>予防接種対象者の管理に関する事務 ・予防接種事業対象者の登録や接種券の出力等を行う。</p> <p>接種情報の管理に関する事務 ・接種情報の登録を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>			
情報の突合		<p>氏名・生年月日・性別もしくは、当該システムにおける宛名情報での突合</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>			
⑥使用開始日		平成27年10月1日			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/>]委託する	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件		
委託事項1		健康管理システムの保守・運用			
①委託内容		健康管理システムの保守・運用			
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/>]10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ケイズ			
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/>]再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項2~5					
委託事項2		資料のデータ化代行			
①委託内容		予防接種資料(紙)をデータ化する作業の代行			
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/>]10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ヨナゴシーズ			

再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
委託事項5		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[<input checked="" type="radio"/> 提供を行っている (3) 件] [<input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/> 行っていない]
提供先1		他市町村長
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の2の項
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報		予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		米子市に住民登録している法定接種対象者
⑥提供方法		[<input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム] [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]
⑦時期・頻度		随時
提供先2~5		
提供先2		都道府県知事
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の3の項

②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	米子市に住民登録している法定接種対象者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	随時		
提供先3	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム)</p>		
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
提供先4	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第二の115の2の項		
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	米子市に住民登録している接種対象者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	随時		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが出入できる建物(データセンター)のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができます。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■個人情報

1.個人番号 2.業務宛名番号 3.宛名番号 4.世帯番号 5.氏名情報 6.生年月日 7.性別 8.続柄 9.現住所情報 10.住所コード 11.住所コード 12.町内会 13.小学校区 14.中学校区 15.電話番号 16.住民になった事由 17.住民になった異動日 18.住民になった届出日 19.住民でなくなった事由 20.住民でなくなった異動日 21.住民でなくなった届出日 22.住民区分 23.外国人判定 24.国籍 25.転入前住所 26.転出後住所 27.通称名情報 28.法30条45規定区分 29.在留資格情報 30.在留期間等 31.在留カード等番号情報 32.個人特記情報 33.DVフラグ 34.送付情報 35.送付先有無区分 36.ワクチン情報 37.国保資格 38.後期資格 39.生保資格 40.非課税情報 41.身障資格

■乳幼児等接種情報

1.個人番号 2.宛名番号 3.接種回数 4.接種日 5.接種判定 6.接種日年齢(月齢) 7.年度末年齢(月齢) 8.実施区分 9.実施医療機関 10.特記事項 11.接種料 12.ロットナンバー 13.対象外判定 14.肺炎球菌種類 15.ワクチン情報

■高齢者等接種情報

1.個人番号 2.宛名番号 3.接種日 4.接種日年齢 5.年度末年齢 6.基準日年齢 7.実施医療機関 8.接種医 9.接種判定 10.接種区分 11.特記事項 12.接種料 13.ロットナンバー 14.ワクチン情報

■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目/3回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11.ワクチン種類(※) 12.製品名(※) 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14.証明書ID(※) 15.証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種管理ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業対象者からの特定個人情報の入手については、予診票等や窓口での聞き取りなどにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・予診票等の本人情報を記載する用紙については、必要項目以外は記載できない様式になっている。 ・データの更新前に対象者チェックを実施することにより対象外の個人についてのデータ更新を制御している。 <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手るのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>システムにて取り込む際に、業務用宛名番号及び生年月日でのマッチングを行う。業務用宛名番号が一致しても生年月日が一致しない場合には予診票など資料を確認する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
---	--

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	権限の管理を行なっており、番号制度の事務担当者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等はIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを

ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。

・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。

・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。

・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。

・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号入手し、使用する。

・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行なうことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・番号法及び米子市個人情報保護条例に基づく事務以外には特定個人情報の提供・移転は行わない。 ・提供、移転にあっては、米子市個人情報保護条例第8条を遵守する。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」入手し、記録の確認ができる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 提供データ作成時に、作成日時、提供日時等の処理結果を記録し、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 提供移転に関するシステムの十分な検証を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・転出元市区町村への個人番号の提供、当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p> <p>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	(統合宛名システムにおける措置) 統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、職員の操作ログ、時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末操作や情報の入手を抑止する。 (中間サーバーにおける措置) ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外入手やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	(中間サーバーにおける措置) ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(統合宛名システムにおける措置) 統合宛名システムは、自機関向けの中間サーバーとだけ通信できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 (中間サーバーにおける措置) 中間サーバーは、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 (ネットワークにおける措置) ・中間サーバーと利用団体間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWANなど)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと利用団体間は、VPN等の技術を利用して、団体ごとの通信回線を分離するとともに、暗号化することで、安全性を確保している。		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ機器等は、堅牢で厳重に入退出を管理されているデータセンタ内のサーバ室内のラックに固定されている。 ・定期的にバックアップを取っている。 ・情報システム機器及び記憶装置の廃棄時には、十分に安全なデータ消去を行うか、物理的破壊を行う。 <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 システム上、データベースには、常に最新のデータを上書きすることで、最新の状態に保たれる仕組みとしている。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 			

8. 監査						
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<p>・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</p> <p>・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>					
10. その他のリスク対策						
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した請求書等を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容を記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和5年6月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	I -1-②	<p>予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 	<p>予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	事務追加による修正
令和3年8月13日	I -2-②	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	事務追加による修正
令和3年8月13日	II -3-5	<p>予防接種対象者の管理に関する事務</p> <p>・予防接種事業対象者の登録や接種券の出力等を行う。</p> <p>接種情報の管理に関する事務</p> <p>・接種情報の登録を行う。</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 	<p>予防接種対象者の管理に関する事務</p> <p>・予防接種事業対象者の登録や接種券の出力等を行う。</p> <p>接種情報の管理に関する事務</p> <p>・接種情報の登録を行う。</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	事務追加による修正

令和3年8月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</p> <p>1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</p> <p>1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11.ワクチン種類(※) 12.製品名(※) 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14.証明書ID(※) 15.証明書発行年月日(※)</p>	事後	事務追加による修正
令和3年8月13日	III-2-リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手るのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	事務追加による修正

令和3年8月13日	III-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 	事後	事務追加による修正
令和3年8月13日	I -4	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p> <p>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	番号法の改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行

令和3年8月13日	I-5	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	事前	番号法の改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年8月13日	II-5	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法の改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年8月13日	II-5	番号法 第19条第15号	番号法第19条第16号	事前	番号法の改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年12月27日	I-2-②	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	II-3-②	[]その他()	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	事務追加による修正

令和3年12月27日	II-3-⑤	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	II-3-⑤-情報の突合	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関する同意が得られた場合のみ当処理を行う）</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	II-4-委託事務3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	II-4-①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務追加による修正

令和3年12月27日	II-⑥	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	事務追加による修正
------------	------	---	---	----	-----------

令和3年12月27日	III-2-リスクに対する措置の内容	<p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手るのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番</p>	事後	事務追加による修正
------------	--------------------	--	----	-----------

令和3年12月27日	III-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	III-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 	事後	事務追加による修正

令和3年12月27日	III－4-その他の措置の内容	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	事務追加による修正
------------	-----------------	---	---	----	-----------

令和3年12月27日	<p>III-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 	事後	事務追加による修正
------------	--	---	---	----	-----------

令和3年12月27日	III-7-その他の措置の内容	<p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	事務追加による修正
令和3年12月27日	III-9具体的な方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)</p> <p>に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	事務追加による修正

令和3年12月27日	III-10	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事務追加による修正
令和4年3月29日	II-3-⑤-情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	システム機能追加による修正
令和4年3月29日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11ワクチン種類(※) 12製品名(※) 13旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14証明書ID(※) 15証明書発行年月日(※)	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目/3回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11ワクチン種類(※) 12製品名(※) 13旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14証明書ID(※) 15証明書発行年月日(※)	事後	システム機能追加による修正
令和4年3月29日	III-2-リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	システム機能追加による修正

令和4年5月12日	I-2-②	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事前	事務追加による修正
令和4年5月12日	II-3-②	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事前	事務追加による修正
令和4年5月12日	II-4-委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を及びコンビニ交付関連機能含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	事務追加による修正
令和4年5月12日	II-4-委託事項3-①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を及びコンビニ交付関連機能含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	事務追加による修正
令和4年5月12日	II-6	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	事務追加による修正

令和4年5月12日	<p>III-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能することで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	事前	事務追加による修正
-----------	--	--	--	----	-----------

令和4年5月12日	III-4-1 その他の措置の内容	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	事前	事務追加による修正
令和4年5月12日	III-7-1 その他の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	事務追加による修正
令和4年7月1日	V-1-1-①	令和3年5月10日	令和4年5月18日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	V-1-1-①	令和4年5月18日	令和5年6月8日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	IV-1-2-②	米子市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	見直しによる修正